

平成 29 年 9 月 12 日

技3通 17-014

設計施工基準第3条に係る結果通知書

日新工業株式会社 御中

株式会社 住宅あんしん保証

技術管理部



平成29年8月18日付で申請のあった、アスファルトシングル葺き屋根工法については、下記2.に掲げる部分が「あんしん大規模修繕工事瑕疵保険設計施工基準」に適合していませんが、申出書の審査の結果、同基準と同等の性能を有するものであることを確認いたしましたので通知いたします。

記

1. 対象工法

日新工業株式会社が供給するマルエスシングルSS工法において、同社が定める施工マニュアルに基づき施工されたもの。

2. 第3条申出に基づき審査を行った部分

雨水の浸入防止する部分のうち、次に掲げる部分。

【特約条項の付帯に係る防水工事】

- ① 防水工事に係る保険期間延長特約条項を付帯しようとする場合は、原則として、新築同等の防水性能を満たすものとし、次項から第4項までに適合するものとする。(第17条第1項)
- ② 前項の規定にかかわらず、既存防水層部分の全部位撤去を行わない被せ工法による場合、既存下地の劣化状況及び水勾配等の確保に考慮して適切に補修を行うものとし、次の各号に掲げるものとする。(第17条第3項)
- ③ 勾配屋根の部分の防水工事は、原則として、既存防水層部分を全部位撤去及び新設するものとし、新設する部分は次の各号に掲げる下ぶき材の品質及びふき方又はこれらと同等以上の性能を有する防水措置を施す。(第17条第4項)

3. その他

- ・ 審査を行った部分の他は「あんしん大規模修繕工事瑕疵保険設計施工基準」に準拠することを条件とする。
- ・ 審査を行った部分に変更があった場合は、この書面の効力を失うものとする。
- ・ 保険契約申込みの際には通知書の写しをご提出ください。

注意)この通知書は、大切に保管しておいてください。